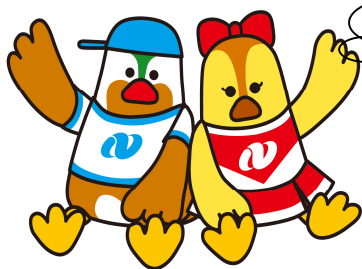


介護支援専門員の資格管理・手続き ガイドブック（保存版）

介護支援専門員として従事していくための、
重要な事項が記載されています！

このガイドブックは、手元に置いて
大切に保管してください！



令和5年4月

長崎県長寿社会課

目 次

はじめに

1．介護支援専門員（資格管理）について	2
2．長崎県介護支援専門員名簿への登録について	4
3．介護支援専門員証の交付について	5
4．各種研修について	
(1) 研修体系について	7
<<資格管理メモ>>	11
<<更新手続きの徹底について>>	12
5．各種申請手続きについて	13
各種申請様式	14
県のホームページ（様式入手等）	25
(参 考)	
介護支援専門員に関する法令（介護保険法）	26

はじめに

地域包括ケアシステムの構築に向けて、ご高齢の皆様が、県内のどこに居ても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、また、長崎で暮らして良かったと思っただけのように、医療職をはじめとする多職種との連携・協働の中心となり、専門的な見地からケアマネジメントを実践する介護支援専門員の役割は、今後、益々重要なものとなっていきます。

このガイドブックは、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した皆様が、今後、その資格をどのように管理していけば良いのかという点について理解を深めていただくために作成しました。

当ガイドブックをお手元に保存いただき、ご活用いただければ幸いです。

1. 介護支援専門員（資格管理）について

（1）介護支援専門員の定義（介護保険法第7条第5項）

- ・介護保険法において「介護支援専門員」とは、要介護者又は要支援者（以下、「要介護者等」という。）からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じて、適切な介護保険サービス等を利用できるよう市町村、介護サービス事業者等との連絡調整等を行い、要介護者等が自立した日常生活を営めるよう支援を行う者で、そのために必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者として、介護保険法第69条の7第1項の介護支援専門員証の交付を受けた者を言います。

（2）介護支援専門員の義務等（介護保険法第69条の34～37）

- ・介護支援専門員は、その業務を行うに当たり、関係者から請求があったときは、介護支援専門員証を提示する義務（介護保険法第69条の9）があるほか、介護保険法第69条の34～37には、次の義務が定められています。

人格尊重のうえ、要介護者本位で多様かつ不偏のサービスの確保に向けた公正・誠実な業務遂行。省令基準を遵守した業務遂行（第69条の34）

専門員証の不正使用・他人への名義貸しの禁止（第69条の35）

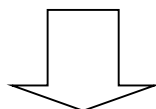
信用失墜行為の禁止（第69条の36）

秘密保持義務（第69条の37）

- ・介護保険法第69条の34～37までの規定に違反した場合や、これらの義務違反に関して都道府県から報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした

場合等において、都道府県知事は登録を削除できる旨の定めがあります（第69条の39第2項）

- ・また、介護支援専門員証の交付を受けていないものが、介護支援専門員として業務を行った場合、都道府県知事は登録を削除しなければならない旨の定めがありますので留意ください（第69条の39第3項）。



重要事項です！！

詳しくは、P12の「更新手続きの徹底について」、及び、巻末の介護保険法の関係条文を参照ください。

（3）介護支援専門員の資格管理について

- ・（2）に記載した義務などから、介護支援専門員実務研修受講試験に合格しただけ、実務研修を修了しただけでは、介護支援専門員としての資格はなく、実務に従事することはできません。
- ・まずは、実務研修修了後3ヶ月以内に、介護支援専門員の登録申請を行うことで、県が管理する介護支援専門員資格登録名簿に登録されます。
- ・さらに、介護支援専門員証の交付を受けることで、初めて介護支援専門員としての実務に従事することができます。
- ・今後、皆さんがご自分の介護支援専門員としての資格管理を行う場合、次の3通りの状況の違いにより、受講が必要な研修や申請手続きも変わってきますので留意ください（P8の介護支援専門員の研修受講体系列参照）。

介護支援専門員証の交付を受けて実務に従事している場合
介護支援専門員証の交付を受けているが実務に従事していない場合
名簿への登録のみで介護支援専門員証の交付を受けず、5年以上経過した場合
又は、介護支援専門員証の有効期間が満了している場合

2 . 長崎県介護支援専門員名簿への登録について

(1) 登録について

- ・介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ、県の介護支援専門員実務研修の課程を修了したものは、介護支援専門員名簿への登録を受けることができます。
- ・なお、次のいずれかに該当する場合には登録を受けることはできません。
(第 6 9 条の 2)

< 介護支援専門員の欠格事項 >

心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者（精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
介護保険法その他国民の保健医療・福祉に関する法律で政令で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
登録の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し、不正または著しく不当な行為をした者
業務禁止の処分を受けて、その禁止期間中に登録が消除され、まだその期間が経過しない者
登録消除の処分を受け、その処分日から 5 年を経過しないもの
登録消除の処分について通知があった日から処分をする日又は処分をしないことの決定日までの間に登録消除を申請し、その消除日から 5 年を経過しない者

(2) 登録の方法と登録番号について

- ・介護支援専門員実務研修修了後、「介護支援専門員登録申請書（様式第 1 号）」に必要書類を添付して（ P 1 5 を参照）、県の長寿社会課へ申請してください。
- ・登録が完了すると、県から登録通知書を郵送します。この通知書には、皆さんの固有の登録番号と登録日が記載されていますので、大切に保存してください。特に、介護支援専門員証の交付を受けない方は、県の名簿に登録済みであることを証明できる唯一の書類となりますので、ご注意ください（再発行はできません）。
- ・登録と同時に、介護支援専門員証の新規交付を希望する場合は、別途、第 9 号様式（ P 2 2 を参照）による申請が必要です（「 3 . 介護支援専門員証の交付について」を参照）。

(参考：登録通知書)

長 社 号 外 平成 年 月 日
(氏名) 様
長崎県長寿社会課長 (公 印 省 略)
介護支援専門員の登録について
日頃より、本県の高齢者福祉保健行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。 さて、貴台は平成〇〇年度介護支援専門員実務研修を修了され、介護支援専門員資格登録簿に登録されましたので、介護保険法施行規則第113条の8第1項の規定により通知いたします。 下記内容を確認のうえ、氏名等に誤りがある場合は、お手数ですが別紙訂正連絡票にご記入のうえ、下記までご返送願います。 また、今後、研修のお知らせ等を行いますので、氏名や住所の変更があった場合は、介護支援専門員登録事項変更届及び介護支援専門員証書換え交付申請書(様式は長寿社会課ホームページに掲載)を当該宛にご提出いただくようお願いいたします。(住所のみの変更の場合は、書換え交付申請書の提出は不要ですので、登録事項変更届のみを提出してください。)
記
1 氏 名 2 生 年 月 日 3 住 所 4 登 録 番 号 5 登 録 年 月 日
〔お問い合わせ先・連絡先〕 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440 FAX 095-895-2576

今後、申請書類等に記載していくことになる
登録番号と登録年月日が
記載されている大切な書類
です！



- ・なお、登録に有効期間はありませんが、1.(2)に前述しましたように、介護保険法に定める義務違反等の信用失墜行為等があった場合には、登録を削除されることがあります。また、介護支援専門員証の交付を受けずに、介護支援専門員として業務を行った場合には登録が削除されますので、ご注意ください(法第69条の39)。

3. 介護支援専門員証の交付について

(1) 介護支援専門員証の交付申請と有効期間について

- ・介護支援専門員証の交付を受けるためには、県の介護支援専門員名簿への登録を受けた上で、様式9号(P22)に必要な書類を添付して、交付申請を行うことが必要です。
- ・登録と同時に交付が必要な方は、様式9号により登録申請の際に併せて交付申請を提出してください。
- ・登録と同時に交付が必要でない方は、登録後5年以内であれば、様式9号によりいつでも交付申請を行うことが可能です。(登録後5年を経過した後に交付申請を行う場合は、再研修の受講が必要になります。)
- ・介護支援専門員証の有効期間は5年です。
- ・なお、介護支援専門員証の交付を受けずに、又は、有効期間が切れているにも関わらず介護支援専門員として業務を行った場合は、前述のとおり県の名簿から登録削除になるほか、勤務先の事業所についても、介護報酬の返還や指定取り消しなどの処分の対象となることがあります。

(参考：専門員証のイメージ図)

介護支援専門員証	
	登録番号
	氏名
	生年月日
	交付年月日
	有効期間満了日

上記の者は介護支援専門員であることを証明する。
長崎県知事

・有効期間満了日を必ず確認！

・有効期間が切れるとケアマネとしての業務に就けません！！



(2) 介護支援専門員証の有効期間の更新について

- ・有効期間を更新するためには、有効期間満了前までに、所定の研修を受講した上で、県に更新申請（様式第9号）を行う必要があります（P22参照）。
- ・有効期間については、P11の「資格管理メモ」等を活用し、自己管理をしていただきますようお願いいたします。

有効期間については各自把握をしましょう！

更新のために必要な研修については、
研修一覧及び研修受講体系列を
参照してください！！(P7～8)



4. 各種研修について

(1) 研修体系について

- ・法定研修については、介護保険法施行規則に基づき、厚生労働大臣が定める基準により実施することとなっており、介護支援専門員の養成段階で行う実務研修や現任者を対象とした研修等を体系的に実施することにより、介護保険制度の基本理念である利用者本位、自立支援、公正中立の理念を徹底し、その専門性の向上を図ることにより、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントを実現することを目的としています。（令和2年度の法定研修から研修の一部にオンライン研修を導入しています。）

研修の種類と受講対象者

介護支援専門員の研修体系一覧					
	研修名	対象者	備考		
(1)	専門研修	課程Ⅰ	実務に就いている方で、就業後6か月以上の者		
(2)		課程Ⅱ	実務に就いている方で、専門課程Ⅰを修了している就業後3年以上の者		
(3)	再研修	専門員証の有効期間が切れ、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者	登録のみの方で、実務研修修了後5年経過した方も交付を受けるためには再研修の受講が必要です。		
(4)	更新研修	介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者	有効期間中の実務未経験者		
(5)			更新初回	課程Ⅰ・Ⅱ	有効期間内に専門研修Ⅰ・Ⅱを受講された方は、受講不要です。専門研修Ⅰ・Ⅱの修了証で更新申請ができます。
(6)			更新2回目以降	課程Ⅱのみ	有効期間内に専門研修Ⅱを受講された方は、受講不要です。専門研修Ⅱの修了証で更新申請ができます。
(7)	主任介護支援専門員研修	利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者	主任介護支援専門員に準ずる者（ケアマネジャー-養成研修修了が必須）として、現に地域包括支援センターに配置されている者 専門の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60か月）以上の者（居宅の管理者との兼務の期間は算定可） ケアマネジャー-養成研修修了者 日本ケアマネジャー学会認定ケアマネジャー 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36か月）以上の者（管理者兼務の期間は算定可）		
(8)	主任介護支援専門員更新研修	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者	介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーター、実務研修の実習指導者の経験がある者 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者 日本ケアマネジメント学会、日本介護支援専門員協会、長崎県介護支援専門員連絡協議会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者		

研修や受講要件の詳細については、年度当初に県のホームページ等で公表します。

介護支援専門員証の交付を受けて実務に従事している場合

- ・実務に従事している方が初めての更新を行う場合は、「更新研修（課程 ）」又は専門研修（課程 ）」及び「更新研修（課程 ）」又は専門研修（課程 ）」の受講が必要です。
- ・専門研修と更新研修のカリキュラムや時間数等は同じですが、受講できる時期や要件が違います。
- ・専門研修は、証交付から1年目～4年目の間に、実務経験の期間に応じて受講することができます。更新研修は、有効期間が概ね1年以内に満了する方が受講することができます。
- ・実務についている方で、有効期間満了後も引き続き実務に就く予定の方は、必ず更新に必要な研修を受講し、有効期間満了前までに県に更新申請を行ってください。（P 6、P 12 参照）

介護支援専門員証の交付を受けているが実務に従事していない場合

- ・実務に従事していない方は「更新研修（実務未経験者）」の受講で更新申請ができます。
- ・有効期間が満了しても、県の登録から削除されるわけではありませんので、実務に就いていない方は、必ずしも更新手続きをする必要はありません。必要となったときに「再研修」を受講すると、証の交付を受けることができます。
- ・ただし、「再研修」の開催時期と実務に就く時期のタイミングが合わない場合も考えられますので、いつでも実務に就けるようにしておきたい方は、更新手続きをしておくことをお勧めします。

名簿への登録のみで介護支援専門員証の交付を受けず、5年以上経過した場合又は、専門員証の有効期間が満了している場合

- ・介護支援専門員の登録のみで専門員証の交付を受けずに5年以上経過した方、専門員証の有効期間が満了している方は、「再研修」を受講することで、専門員証の交付を受けることができます。

○更新が2回目以降の方の更新方法

- ・前回の更新申請の状況や、実務に就いているかどうかでパターンが3つありますので、P 8の図の右側を参照してください。

その他

- ・ 毎年の研修実施計画については、県のホームページに掲載するほか、介護支援専門員を必置としている各事業所あてに、各種研修の募集要領を送付します。
- ・ ご自分で資格管理を行い、必要な研修を確実に受講いただくようお願いいたします。
- ・ また、研修の開催回数や開催場所は、受講者数によって変更になる場合もありますので、詳細は適時県のホームページで確認するか、下記の研修指定実施機関（研修申込先）に直接お問い合わせください。

指定研修実施機関

住所 長崎市茂里町3番24号 総合福祉センター県棟4階
機関 長崎県介護支援専門員協会
095 - 893 - 6152

介護支援専門員資格管理メモ

登録が完了したら、「登録通知書」が自宅に郵送されてきます。通知書には、登録番号と登録日が記載されていますので、以下にメモをしましょう。

登録番号 _____

登録年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

併せて、介護支援専門員証の有効期間を以下にメモしましょう。

有効期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から

_____ 年 _____ 月 _____ 日 まで (5年間)

有効期間の更新には、有効期間が切れる前までに、必要な研修を受ける必要があります。有効期間満了日の1年前から更新研修の開催日を確認しないと、更新が難しくなります。

有効期間が切れる1年前は、_____ 年 _____ 月 で、_____ 年度です。

_____ 年度の研修の開催日を、_____ 年の3月～4月()に確認する必要があります。

(例) 令和9年6月に有効期間が切れる場合

有効期間が切れる1年前は、令和8年6月で、令和8年度です。

令和8年度の更新研修の開催日を令和8年の3月～4月()に確認する必要があります。

- () 研修日程の公表時期や研修申込時期などは、年度によって変わる可能性があります。県のホームページに公表時期の予定を掲載しますので、定期的にご確認ください。

介護支援専門員証の更新手続きの徹底について

県からの重要なお知らせです。必ずお読みください。

介護支援専門員証の更新には、県への申請が必要！！

- ・介護保険法第69条の8では、「介護支援専門員証の有効期間は、申請により更新」する規定となっており、更新研修や専門研修を受講しただけでは有効期限は更新されません。
- ・有効期間満了日前までに更新手続きが完了するよう、余裕を持って申請してください。
- ・有効期間満了日前までに更新手続きが行われなかった場合は、更新に必要な研修を受講されていても、改めて、「介護支援専門員再研修」を受講していただくこととなります。

郵送で更新書類を提出する際は、必ず「簡易書留」等の利用を！！

- ・有効期間満了後に届いた申請書類は、受理できません。
- ・郵送についてのトラブルを防止するため、今後は、必ず「簡易書留」など配達記録で送付を証明できる方法で郵送してください。

専門員証の更新をせずに業務に従事した場合は、登録消除！！

- ・更新手続きを行わず、専門員証の交付を受けていない者が、介護支援専門員として業務を行った場合は、県が管理する名簿から、その者の登録を削除しなければなりません(介護保険法第69条の39第3項)。
- ・この場合、5年間は、再度介護支援専門員として登録することはできません。また、事業所については、介護報酬の返還を求められる場合があります。
- ・登録消除から5年間経過後、介護支援専門員として登録を受ける場合は、再度実務研修を修了する必要があります。

5. 介護支援専門員名簿の登録事項の変更等各種届出について

- ・介護支援専門員の登録申請や県外への移転申請、登録事項の変更等にかかる手続きは次のとおりです。

区分	内容説明	申請時期	申請書
登録	実務研修修了後、登録を受けようとするとき	実務研修修了後、3ヶ月以内	①介護支援専門員登録申請書(様式第1号) ②誓約書(様式第2号) ③介護支援専門員交付申請書(新規)(様式第9号) ※③は交付を希望される方のみ必要。
登録事項変更	住所又は氏名を変更したとき	変更後、速やかに	①介護支援専門員登録事項変更届出書(様式第5号) ②介護支援専門員証交付申請書(書換え交付)(様式第8号) ※②は介護支援専門員証(有効期間内のもの)をお持ちの方のみ必要。 ※②は住所のみ変更の場合で、介護支援専門員証に住所の記載がない方は不要。(平成27年度以降に交付された専門員証には住所の記載がありません。)
登録移転(他県へ)	他の都道府県に登録移転をしようとするとき		・申請書の様式は、移転先の都道府県によって異なりますので、移転先の都道府県へ直接お問合せください。 (※提出先は長崎県長寿社会課になります。) ※登録移転の申請は必ずしもしなければならないものではなく、長崎県の専門員証でも他県で働くことはできます。ただし、研修は原則登録を受けた県で受講するようになっているため、長崎県登録の方が他県で研修を受講する場合は別途手続きが必要となります。
更新	介護支援専門員証の有効期間の更新をしようとするとき	有効期間が満了する前まで 【有効期間満了日の概ね半年前から申請が可能です。】 ※手続きは遅くとも1ヶ月前までには行ってください。 ※有効期間満了後に提出された場合は受付できません。	①介護支援専門員証交付申請書(更新)(様式第9号) ※更新に必要な研修の修了証の写しを添付してください。
再研修後の交付	再研修を修了後、交付申請をしようとする方	再研修修了後	①介護支援専門員証交付申請書(新規)(様式第9号) ※再研修の修了証の写しを添付してください。
再交付	専門員証を紛失したり、汚損・破損した場合		①介護支援専門員証交付申請書(再交付)(様式第8号)
死亡等	介護支援専門員の方が亡くなったり、欠格事項に該当することとなったとき	該当することになった日(死亡の場合はその事実を知った日)から30日以内	①介護支援専門員死亡等届出書(様式第6号)

※添付書類については、申請書の添付書類欄を参照してください。

各種申請様式一覧

申請書類様式一覧

区分	内容説明	様式	申請書	ページ
登録	実務研修修了日から3ヶ月以内に新規登録をするとき	様式第1号	介護支援専門員登録申請書	15
登録	実務研修修了日から3ヶ月以内に新規登録をするとき	様式第2号	誓約書	16
登録移転 (本県へ)	・他県から長崎県に登録移転をするとき	様式第3号	介護支援専門員登録移転申請書	17
登録移転 (他県へ)	他の都道府県に登録移転をしようとするとき (移転先の都道府県へお問合せください。)		移転先の都道府県によって申請書の様式が異なります。移転先の都道府県へお問合せください。	
登録事項変更	氏名又は住所を変更したとき	様式第5号	介護支援専門員登録事項変更届出書	18
届出	亡くなったり、欠格事項に該当することになったとき	様式第6号	介護支援専門員死亡等届出書	19
登録消除	登録の消除を希望する場合	様式第7号	介護支援専門員登録消除申請書	20
専門員証交付 (再交付・書換え)	・棄損・紛失した場合 ・登録事項の変更により専門員証の書き換えを行う場合	様式第8号	介護支援専門員証交付申請書 (再交付・書換え交付)	21
専門員証交付 (新規・更新)	・専門員証の交付を希望される方 ・登録後5年を経過している方は再研修修了後交付申請が必要。 ・専門員証の有効期間の更新をしようとするとき	様式第9号	介護支援専門員証交付申請書(新規・更新)	22
専門員証交付 (登録移転時)	本県への移転により介護支援専門員証の交付をうける場合	様式第10号	介護支援専門員証交付申請書 (登録移転)	23
専門員証紛失届	専門員証を紛失した方は、上記の各種申請をする際に専門員証の添付の代わりにこの書類を提出する必要があります。	別紙1	介護支援専門員証紛失届	24



コピーしてお使いください！

県のHPからもダウンロードできます！

(様式第1号)

介護支援専門員登録申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所：
 氏 名：
 電話番号： - -
 (日中の連絡先 - -)

介護保険法施行規則第113条の7の規定により、同法第69条の2第1項に規定する登録を申請します。

また、介護保険制度の適正な実施を図るために必要があるときは、登録された事項を国及び他の都道府県に提示することに同意します。

フリガナ			生 年	西 暦	年
氏 名	(姓)	(名)	月 日	月	日
住 所	郵便番号	-			
	フリガナ				
	都・道 府・県		郡 市	町	
	フリガナ (アパート・マンション・寮の名称・号室)				
介護支援専門員実務研修修了年月日			年 月 日		
付書類	<u>誓約書(様式第2号)</u> <u>住民票の抄本</u> * 氏名及び住所がわかる部分が記載されているもので、発行日から6ヶ月以内のもの * 県内に住所を有する方で、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、県が直接確認することに同意いただければ添付は不要です。 <u>同意の場合は右欄に を記入してください。 同意する()</u> 実務研修修了書の写し				

(様式第2号)

誓約書

年 月 日

長崎県知事 様

住所:

氏名:

私は、介護保険法第69条の2第1項各号に掲げる欠格事由に係る事実の有無については下記のとおりであることを誓約します。

	項目内容	該当の有無 (該当する にレ印を記入)
1	心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者 (精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)	該当する 該当しない
2	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	該当する 該当しない
3	介護保険法又は介護保険法施行令第35条の2で定める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	該当する 該当しない
4	登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者	該当する 該当しない
5	介護保険法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者	該当する 該当しない
6	介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者	該当する 該当しない
7	介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者	該当する 該当しない

(様式第3号)

介護支援専門員登録移転申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所：
 申請者 氏 名：
 電話番号： - -
 (日中の連絡先 - -)

介護保険法第69条3の規定により、登録の移転を申請します。

また、介護保険制度の適正な実施を図るために必要があるときは、登録された事項を国及び他の都道府県に提示することに同意します。

フリガナ					生 年	西 暦	年
氏 名	(姓)	(名)			月 日	月	日
住 所	郵便番号			-			
	フリガナ						
		都・道		郡		町	
		府・県		市			
	フリガナ						
	(アパート・マンション・寮の名称・号室)						
登録番号					移転前の 都道府県		都・道 府・県

(注意事項)

- この申請書は、長崎県以外の都道府県の登録から長崎県の登録への移転申請に使用します。
- この申請書は、現在、登録している都道府県に提出してください。介護支援専門員証(介護支援専門員登録証明書を含む)をお持ちの方は、あわせて提出してください。
- 介護支援専門員証の交付を受ける場合は、「介護支援専門員証交付申請書(登録移転)(様式第10号)」をあわせて提出してください。

(様式第5号)

介護支援専門員登録事項変更届出書

年 月 日

長崎県知事 様

届出者 住所： 氏名： 電話番号： (日中の連絡先)

介護保険法第69条の4の規定により、登録事項の変更を届け出ます。

【変更前】

Registration form for current information including registration number, name (フリガナ), birth date, and address (住所).

【変更後】 (変更があった項目のみ記入してください。)

Registration form for changed information including name, address, and attached documents (添付書類) such as household register or resident card copies.

注意事項) 1 氏名に変更があり、介護支援専門員証の交付を受けている場合は、記載事項の書換えが必要となりますので、「介護支援専門員証交付申請書(再交付・書換え)(様式第8号)」をあわせて提出してください。

(様式第6号)

介護支援専門員死亡等届出書

年 月 日

長崎県知事 様

届出者 住所：
氏名：
電話番号：
(日中の連絡先)

介護保険法第69条の5の規定により、介護支援専門員について、次のとおり届け出ます。

Form with fields: 届出人と届出に係る介護支援専門員との関係, 届出事由, 届出が必要になった事由が発生した日, フリガナ, 氏名, 郵便番号, 住所, 登録番号, 添付書類

(注意事項) 1 「届出事由」欄は該当する事項の にレ印を記入してください。

(様式第7号)

介護支援専門員登録消除申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所：
氏 名：
電話番号： - -
(日中の連絡先 - -)

介護保険法第69条の6第1号の規定に基づき、登録の消除を申請します。

フリガナ			生 年	西 暦	年
氏 名	(姓)	(名)	月 日	月	日
住 所	郵便番号		-		
	フリガナ				
	都・道		郡		町
	府・県		市		
	フリガナ				
	(アパート・マンション・寮の名称・号室)				
登録番号			介護支援専門員証 有効期間満了日		年 月 日
添付書類	介護支援専門員証 (介護支援専門員登録証明書を含む。) * 交付されている方のみ				
消除を 申請す る理由					

(様式第8号)

介護支援専門員証交付申請書(再交付・書換え交付)

年 月 日

長崎県知事 様

住所:
申請者 氏名:
電話番号:
(日中の連絡先)

介護保険法施行規則第113条の23および同条の25の規定により、介護支援専門員証の交付を申請します。

長崎県証紙貼付欄(1,500円分)

写真貼付欄
縦 3.0 cm
横 2.4 cm

Table with fields: フリガナ氏名, 住所, 登録番号, 申請理由, 添付書類. Includes sub-fields for postal code, birth date, and certificate details.

(注意事項)

- 1 この申請書の長崎県証紙貼付欄に1,500円分の長崎県証紙を貼り付けてください。
2 亡失により再交付を受けた後に、亡失した介護支援専門員証を発見したときは、速やかに、返納してください。

(様式第9号)

介護支援専門員証交付申請書(新規・更新)

年 月 日

長崎県知事 様

住所:
申請者 氏名:
電話番号:
(日中の連絡先)

介護保険法第69条の7及び同法第69条の8の規定により、介護支援専門員証の交付を申請します。

長崎県証紙貼付欄(2,000円分)
写真貼付欄
縦3.0cm
横2.4cm

フリガナ
氏名
住所
登録番号
添付書類

(注意事項)

- 1 この申請書の長崎県証紙貼付欄に2,000円分の長崎県証紙を貼り付けてください。
2 介護支援専門員登録申請書(別記様式第1号)と併せて申請する場合は、登録番号及びの介護支援専門員証有効期間満了日欄は記入の必要はありません。

(様式第10号)

介護支援専門員証交付申請書(登録移転)

年 月 日

長崎県知事 様

住所:
申請者 氏名:
電話番号:
(日中の連絡先)

介護保険法第69条の7の規定により、介護支援専門員証の交付を申請します。

長崎県証紙貼付欄(2,000円分)
写真貼付欄
縦3.0cm
横2.4cm

フリガナ
氏名
生年月日
住所
郵便番号
都道府県
市区町村
フリガナ
(アパート・マンション・寮の名称・号室)
登録番号
介護支援専門員証有効期間満了日
添付書類
写真2枚(縦3.0cm x 横2.4cm、白黒・カラーどちらでも可。)

(注意事項)

- 1 この申請書の長崎県証紙貼付欄に2,000円分の長崎県証紙を貼り付けてください。
2 新たな介護支援専門員証は、現在お持ちの介護支援専門員証(介護支援専門員登録証明書を含む。)と引換えに交付します。

介護支援専門員証紛失届

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

住 所 _____
氏 名 _____
介護支援専門員登録番号 _____

介護支援専門員証を紛失しましたので届け出ます。

なお、紛失した介護支援専門員証を発見したときは、速やかに返納します。

県のホームページ、申請書の提出先・お問合せ先について

このガイドブック及び申請様式は、

以下のホームページからダウンロードできます。

研修開催等の案内についても以下のホームページからご確認ください！

長崎県 長寿社会課のホームページ

URL : <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/shikaku/keamaneja/>

検索ワード

長崎県長寿社会課 介護支援専門員

検索



【申請書等の提出先、お問合せ先】

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県 長寿社会課 介護人材確保推進班

TEL:095-895-2440



(参考)

介護支援専門員に関する法令（介護保険法）

介護支援専門員の定義

(介護保険法(以下「法」という)第7条第5項)

介護支援専門員とは、要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者等との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。

介護支援専門員の登録

(法第69条の2)

厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であって、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験(以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。)に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下「介護支援専門員実務研修」という。)の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- 一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができないものとして厚生労働省令(1)で定めるもの
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 三 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 四 登録の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
 - 五 第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
 - 六 第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
 - 七 第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの
- 2 前項の登録は、都道府県知事が、介護支援専門員資格登録簿に氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を登載してするものとする。

(1)

○介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）

第 113 条の 5 の 2

法第 69 条の 2 第 1 項第 1 号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

登録の移転

(法第 69 条の 3)

登録を受けている者は、当該登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する指定居宅介護支援事業者その他厚生労働省令で定める事業者若しくは施設の業務に従事し、又は従事しようとするときは、当該事業者の事業所又は当該施設の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をしている都道府県知事を経由して、登録の移転の申請をすることができる。ただし、その者が第 69 条の 38 第 3 項の規定による禁止の処分（業務従事禁止処分）を受け、その禁止の期間が満了していないときは、この限りでない。

登録事項の変更の届出

(法第 69 条の 4)

登録を受けている者は、当該登録に係る氏名その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

死亡等の届出

(法第 69 条の 5)

登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定める者は、その日（第 1 号の場合にあっては、その事実を知った日）から 30 日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 成年被後見人又は被保佐人に該当するに至った場合 その後見人又は保佐人
- 三 「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者」又は「介護保険法その他保健・医療・福祉に関する法律・政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者」に該当するに至った場合 本人

申請等に基づく登録等の消除

(法第69条の6)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を消除しなければならない。

- 一 本人から登録の消除の申請があった場合
- 二 法第69条の5の規定による死亡等の届出があった場合
- 三 法第69条の5の規定による死亡等の届出がなく、同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合
- 四 第69条の31の規定により合格の決定を取り消された場合

介護支援専門員証の交付等

(法第69条の7)

登録を受けている者は、都道府県知事に対し、介護支援専門員証の交付を申請することができる。

- 2 介護支援専門員証の交付を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。ただし、登録を受けた日から厚生労働省令で定める期間以内に介護支援専門員証の交付を受けようとする者については、この限りでない。
- 3 介護支援専門員証の有効期間は、5年とする。(登録移転の申請とともに交付申請があった場合により交付された介護支援専門員証を除く。)
- 4 介護支援専門員証が交付された後第69条の3の規定により登録の移転があったときは、当該介護支援専門員証は、その効力を失う。
- 5 前項に規定する場合において、登録の移転の申請とともに介護支援専門員証の交付の申請があったときは、当該申請を受けた都道府県知事は、同項の介護支援専門員証の有効期間が経過するまでの期間を有効期間とする介護支援専門員証を交付しなければならない。
- 6 介護支援専門員は、登録が消除されたとき、又は介護支援専門員証が効力を失ったときは、速やかに、介護支援専門員証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。
- 7 介護支援専門員は、第69条の38第3項の規定による禁止の処分(業務従事禁止処分)を受けたときは、速やかに、介護支援専門員証をその交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。
- 8 前項の規定により介護支援専門員証の提出を受けた都道府県知事は、同項の禁止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請求があったときは、直ちに、当該介護支援専門員証を返還しなければならない。

介護支援専門員証の有効期間の更新

(法第69条の8)

介護支援専門員証の有効期間は、申請により更新する。

- 2 介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下「更新研修」という。)を受けなければならない。
ただし、現に介護支援専門員の業務に従事しており、かつ、更新研修の課程に相当するものとして都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修の課程を修了した者については、この限りでない。
- 3 法第69条の7第3項の規定は、更新後の介護支援専門員証の有効期間について準用する。

介護支援専門員証の提示

(法第69条の9)

介護支援専門員は、その業務を行うに当たり、関係者から請求があったときは、介護支援専門員証を提示しなければならない。

介護支援専門員の義務

(法第69条の34)

介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

- 2 介護支援専門員は、厚生労働省令で定める基準に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならない。
- 3 介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

名義貸しの禁止等

(法第69条の35)

介護支援専門員は、介護支援専門員証を不正に使用し、又はその名義を他人に介護支援専門員の業務のため使用させてはならない。

信用失墜行為の禁止

(法第69条の36)

介護支援専門員は、介護支援専門員の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

秘密保持の義務

(法第69条の37)

介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。介護支援専門員でなくなった後においても、同様とする。

報告等

(法第69条の38)

都道府県知事は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員に対し、その業務について必要な報告を求めることができる。

- 2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第69条の34第1項又は第2項の規定に違反していると認めるときは、当該介護支援専門員に対し、必要な指示をし、又は当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。
- 4 都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けている介護支援専門員に対して前2項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該介護支援専門員の登録をしている都道府県知事に通知しなければならない。

登録の消除

(法第69条の39)

都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除しなければならない。

- 一 第69条の2第1項第1号から第三号までのいずれかに該当するに至った場合
 - 二 不正の手段により第69条の2第1項の登録を受けた場合
 - 三 不正の手段により介護支援専門員証の交付を受けた場合
 - 四 前条第3項の規定による業務の禁止の処分に違反した場合
- 2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除することができる。
- 一 第69条の34第1項若しくは第2項又は第69条の35から第69条の37までの規定に違反した場合
 - 二 前条第1項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
 - 三 前条第2項の規定による指示又は命令に違反し、情状が重い場合

- 3 第 69 条の 2 第 1 項の登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を削除しなければならない。
- 一 第 69 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するに至った場合
 - 二 不正の手段により第 69 条の 2 第 1 項の登録を受けた場合
 - 三 介護支援専門員として業務を行った場合